（R7.6）

重度心身障害者医療費助成所得制限限度額表
（特別児童扶養手当所得制限準用）

【本人（受給資格者）】（特別児童扶養手当等の支給に関する法律第６条・特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第２条第１項）

（単位：千円）

扶養親族等の数	０人	１人	２人	３人	４人	５人
所得額	４，５９６	４，９７６	５，３５６	５，７３６	６，１１６	６，４９６

１　本表の「扶養親族等」は以下の者である。

① 本人（受給資格者）の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族

② ①に該当しない児童扶養手当法第３条第１項に規定する者で、本人（受給資格者）が前年の１２月３１日において生計を維持したもの

２　所得税法に規定する同一生計配偶者（７０歳以上の者に限る。）、老人扶養親族、特定扶養親族又は控除対象扶養親族（１９歳未満の者に限る。）がある者については、本表の所得額に次の金額を加算した額とする。

（１）同一生計配偶者（７０歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族１人につき１０万円

（２）特定扶養親族又は控除対象扶養親族（１９歳未満の者に限る。）１人につき２５万円

例1）扶養数3人（うち老人扶養親族1人）の場合：5，836千円（=5，736千円+100千円）

例2）扶養数2人（うち老人扶養親族1人、特定扶養親族1人）の場合：5，706千円（=5，356千円+100千円+250千円）

※「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうちその年１２月３１日現在の年齢が１６歳以上の者をいう。

「老人扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうちその年１２月３１日現在の年齢が７０歳以上の者をいう。

「特定扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうちその年１２月３１日現在の年齢が１９歳以上２３歳未満の者をいう。

【配偶者、扶養義務者】（特別児童扶養手当等の支給に関する法律第７条・特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第２条第２項）

（単位：千円）

	扶養親族等の数 ＼ 右のうち老人扶養親族の数	０人	１人	２人	３人	４人	５人
所得額	０人	６，２８７	６，５３６	６，７４９	６，９６２	７，１７５	７，３８８
	１人		６，５３６	６，８０９	７，０２２	７，２３５	７，４４８
	２人			６，８０９	７，０８２	７，２９５	７，５０８
	３人				７，０８２	７，３５５	７，５６８
	４人					７，３５５	７，６２８
	５人						７，６２８

１　本表の「扶養親族等」は、配偶者又は扶養義務者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族をいう。

２　本表に記載のとおり、老人扶養親族１人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がいないときは、当該老人扶養親族のうち１人を除いた老人扶養親族１人につき）６万円を加算して算出する。

（注）前出の二表で審査する所得は、次の１の所得から２及び３の控除額を差し引いた金額である。（＝１－２－３）

１　地方税法に定める所得(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条)

・総所得金額
(給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から１０万円を控除した額)
・退職所得金額
・山林所得金額
・土地等に係る事業所得等の金額
・長期譲渡所得の金額
(租税特別措置法第３３条の4第1項若しくは2項、第３４条第1項、第３４条の2第1項、第３４条の3第1項、第３５条第1項、第３５条の2第1項、第３５条の3第1項又は第３６条の規定の適用がある場合には、その額を控除した金額)
・短期譲渡所得の金額
(租税特別措置法第３３条の4第1項若しくは2項、第３４条第1項、第３４条の2第1項、第３４条の3第1項、第３５条第1項又は第３６条の規定の適用がある場合には、その額を控除した金額)
・先物取引に係る雑所得等の金額
・条約適用利子等の額、条約適用配当等の額
・特例適用利子等の額、特例適用配当等の額

２　政令に定める額 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第5条第1項)

・社会保険料相当分　　８万円

３　政令に規定する各種控除額 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第5条第2項)

（１）地方税法による控除額　　相当額
・雑損控除
・医療費控除
・小規模企業共済等掛金控除
・配偶者特別控除
・肉用牛の売却による事業所得

（２）障害者控除　　２７万円
（特別障害者控除　　４０万円）

（３）寡婦控除　　２７万円
（ひとり親控除　　３５万円）

（４）勤労学生控除　　２７万円